

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター・大阪SACHICOは、病院拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、阪南中央病院にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきました。受けてきた電話件数は52,198件、来所延べ件数は14,610件、診療および支援した人の実人数は3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしています。

SACHICOは全国に先駆けて作られたワンストップ支援センターです。内閣府主導のワンストップ支援センターを全都道府県に設置するための施策はSACHICOをモデルにしており、必要不可欠な機関であるにも関わらず、国や大阪府からの補助金は運営費のごく一部で、維持費の多くは阪南中央病院が負担し、足りない分は寄付金で補ってきました。医師・看護師は病院での診療を行いつつSACHICOでの診察にあたっており、善意の超過勤務で成り立ってきましたが、働き方改革もあり、一民間病院がすべてを負担することは困難になりました。

このままでは、SACHICOは2025年3月を目処に阪南中央病院から撤退せねばならず、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しないことになってしまいます。

またSACHICOでは、被害者が安心できるよう支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきましたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になってきています。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは非常に重要であり、セキュリティ面においても、ワンストップ支援センターが病院拠点型であることは必要不可欠な条件です。

産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的な診療が可能である病院であることが望ましいといえます。

こうした事態に対し、SACHICOの存続と時代に合わせて、以下の体制強化と処遇改善を図ることを強く要望します。

記

1. 2025年3月末をもって阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障すること。
2. 診療機能を有する医療機関（公的病院が望ましい）を拠点とする24時間体制のワンストップ支援センターを設置すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年11月12日

摂津市議会